

岩槻城跡を探る

第9調査室 城の外 さいたま市域と岩槻城

調査レポート②-1 太田窪と岩槻城 前編

相模國小田原城（神奈川県小田原市）を本拠に、関東の統一を進めた戦国大名・北条氏。その北条氏が1559年（永禄2年）、家臣たちに負担させる軍役などの賦課台帳を作成しました。『小田原衆所領役帳』『北条家所領役帳』などと呼ばれている史料です（以下では、略称して「所領役帳」と表記します）。その中に、次のような一節があります。

一 千葉殿

	江戸	同	(千)
①八拾貫文	赤塚六ヶ村	⑨十五貫文	寺住
	同		同
②四拾貫文	新倉	⑩六貫文	三俣
	小机		上足立
③廿貫文	上丸子	⑪拾貫文	内野郷
	葛西		同
④卅五貫文	上平井	⑫三貫文	大窪村
	下足立		同
⑤百八拾五貫文	淵江	⑬一貫文	大多窪
	同		
⑥卅五貫文	沼田村		以上、四百七拾五貫文
	同		
⑦卅貫文	伊興村		春松院殿様御代より高除不入、於自
	同		今以後一切不被成候、但御人数者其
⑧拾五貫文	保木間村		改可有之、

※『戦国遺文後北条氏編 別巻 小田原衆所領役帳』（文献1）より

※引用にあたり、各知行単位の先頭に①～⑬の番号を付しました。また、二段に分けました。

「千葉殿」というのは、平安時代以来の下総国の最有力武士・千葉氏の本家の末裔です。この当時は、北条氏の家臣となり、江戸城を拠点とする軍団（江戸衆）に編成されていました。北条氏が家臣たちに義務付けるさまざまな役は、知行する所領の規模に応じて決められていましたから、その基礎となる所領がどこにあって、その所領から家臣が得る収益はいかほどかを把握することが、北条氏にとっては重大事でした。したがって、この史料では、「千葉殿」と呼ばれる人物が知行している所領をリストアップして、その所領ごとに、役賦課の基礎となる知行高を書きあげているわけです。

この史料の後半のところには、「上足立」との注記を伴って、「内野郷」「大窪村」「大多窪」という、三つの地名が登場します（⑪～⑬）。この三か所は、いずれも現在のさいたま市内の土地です。

内野郷・・・さいたま市西区内野本郷とその周辺

大窪村・・・さいたま市桜区大久保領家・上大久保・下大久保

大多窪・・・さいたま市緑区・南区太田窪

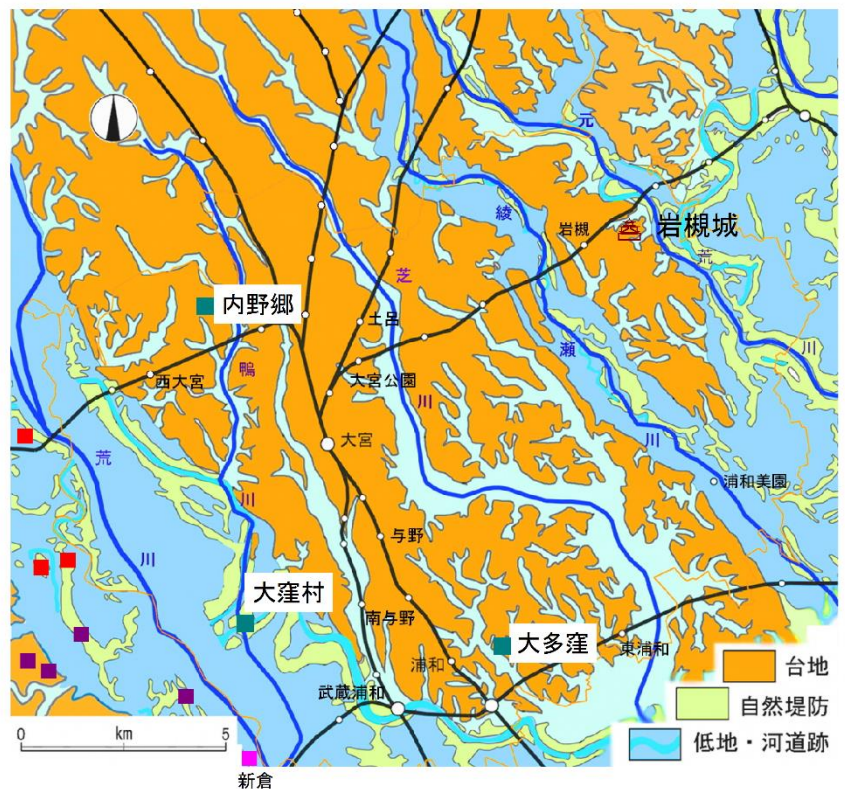
これらの位置を地図にプロットしてみると、下の図のようになります。

さいたま市内の地名は、江戸時代には豊富な史料が残されていますが、戦国時代までさかのぼると史料は限られています。

そうした中でこの「所領役帳」に現れる三つの地名は、とても貴重な情報です。

そればかりではありません。この三つの地名のうち、「大多窪」（太田窪）には、同時代の古文書が複数残されています。「大多窪」から読み取れることは、「内野郷」と「大窪村」にも当てはめて考えることができます。すると、当時の武士の所領のあり方や、岩槻城とさいたま市内の関わりについて、大変興味深い事実を垣間見せてくれます。

「所領役帳」に登載されたこれらの地名を糸口として、「太田窪と岩槻城」を考え、そこから「さいたま市域と岩槻城」にも考察を及ぼしてみましよう。



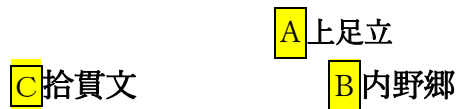
- さいたま市内の「千葉殿」領
- さいたま市周辺の「千葉殿」領
- 「所領役帳」における岩槻太田資正関係の所領
- 「所領役帳」における「千葉殿」・太田資正関係以外の所領

図1 「内野郷」「大窪村」「大多窪」と岩槻城

「所領役帳」の記載を読む

「所領役帳」の記載

さいたま市内の三か所の記載内容の意味合いを、「内野郷」を例に、具体的に説明しておきましょう。



Aとした「上足立」は、**B**の「内野郷」の所在地を示しています。戦国時代に形成された「上足立（かみあだち）」と呼ばれる地域があり、その中にある、ということです。この上足立は、古くからの郡である足立郡（あだちぐん）が上下に分割されたものです。概ねさいたま市の南部のあたりより北が「上足立」、その南が「下足立」と呼ばれました。

次の**B**の「内野郷」（うちのごう）が所領名です。「郷」というのは、本来的には郡の下位、村の上位の単位で、郡一郷一村という編成が本来的なあり方でしたが、戦国時代になると、郡は実質的に機能を失い、郷と村の区別もあいまいとなりました。江戸時代の記録によれば、上内野村・下内野村・内野本郷村・清河寺村などがもとは一つの村だったと伝えられています。内野本郷との名前は、内野郷の中心地だった名残と考えられます。

C「拾貫文」が内野郷における「千葉殿」の知行高です。「貫文」とは銭（貨幣）を数えるときの単位。銅銭1枚が1文、1000枚（文）が1貫です。現在の貨幣価値に換算するといくらくらい？は興味あるところですが、簡単に換算するのは難しいのが実情です。ただ、概ね1貫を10万円～20万円の間で考えることはできそうです。仮に1貫＝10万円とすると、拾貫文＝10貫文＝10×10万円＝100万円 となります。

この拾貫文が当時の内野郷全体の収益であったかということ、おそらくそうではありません。郷内には臨濟禅の名刹・清河寺があり、同寺は戦国時代には「内野清河寺」と呼ばれ、岩槻城主から諸役免除の特権を与えられていました。当然、清河寺が内野郷内に保有する寺領があり、そこから収取する収益もありました。したがって、「千葉殿」の知行分は「内野郷」の一部であったこと、言い換えると、「内野郷」は10貫文以上の収益のある所領であったことが想定されます。

こうしてみると、「大窪村」の三貫文と「多田窪」の一貫文というのも、両地の総額ではなく、あくまでも「千葉殿」が収取する分だったと考えられそうです。あわせて、「所領役帳」全体の中でこれら三か所がここにしか登場しないことからすれば、残りの分を知行していたのは、岩槻城配下の者だったと考えてよいでしょう。

「所領役帳」における岩付領

若干補足しましょう。この「所領役帳」は1559年（永禄2年）に作成されたと、先ほど述べました。この1559年当時、さいたま市内は岩槻城の支配下にありました（「岩付領（いわつきりょう）」）。時の岩槻城主・太田資正（すけまさ）は、当初、北条氏に激しく敵対していましたが、1548年（天文17年）、北条氏の大軍に岩槻城を包囲され降伏し、北条氏に服属しました。北条氏は太田資正を滅ぼさず、独立した領域支配を認め同盟者的な形で資正を処遇しました。北上する北条氏に対抗する南端の牙城だった岩槻城は、今度は北上する北条氏の尖兵となりました。このため、北条氏は、領国の北東の守りを太田資正に委ね、合戦などの際には太田資正を動員しますが、岩付領の内部には介入しませんでした。

このことを端的に物語るのが、「所領役帳」における岩付領と太田資正らの所領の現れ方です。当時の岩付領は、さいたま市全域から西は比企郡川島町、北は鴻巣市、東は春日部市、南は川口市から東京都足立区の一部まで及んでいましたが、この範囲で「所領役帳」に現れる所領は、ごくわずかで、少なくとも荒川（当時は入間川）以東の岩付領コアゾーンで現れるのは、今取り上げている三つの所領と、「足立」の「平柳」のみです。

この「平柳」は、平柳郷と呼ばれた地域で、江戸衆の豹徳軒（上田氏）の所領として現れます。現在の川口市元郷・領家のあたり、荒川沿いの地域です。荒川の対岸は「江戸」地域、江戸城を中心とする北条氏の領国です。ここで興味深いのは、この「平柳」に関する「所領役帳」の記載です。

足立

拾五貫三百五拾文 平柳半分所務
此外半分岩付へ所務

これは、知行者の豹徳軒は「平柳」全体の知行権を主張しているものの、実際に得ている収益は本来の半分の15貫350文であり、残りは「岩付」に納められている、ということです。このような形は、「半手（はんて）」などと呼ばれ、軍事的境界地域においてま見られることです。どういうことかというと、二つの勢力が激しく争っている場合、境界に位置する村は、戦場となったりしますが、敵方に属したと捉えられれば、打撃を与えるために、略奪や放火の対象となります。どちらかに年貢を納めれば、もう一方からは攻撃の対象とされ、そうでなければ、敵方に納めたのと同額の年貢納入を強要されます（つまり年貢の二重払い）。このようなことを続けていると、村は衰亡し、結局、対立する陣営に属する領主たちにとっても、領主としての基盤を掘り崩すことにつながります。

そこで、軍事的境界線に位置する村が両陣営に話をつけて、それぞれに半分ずつ年貢を納めることで、攻撃や両方からの年貢全額納入強要を回避する協定を結びました。これが、「半手」と呼ばれるものです（文献2）。「所領役帳」の中でも、甲斐武田氏との厳しい緊張状態にあった「津久井衆」（神奈川県津久井郡津久井町の津久井城を中核とする軍団）の知行分の中には、より生々しく「敵知行半所務」と記された村がいくつもあります。「平柳」の場合、

半所務の相手方である「岩付」は現在、北条氏方となっていますから、あからさまに「敵知行」とは記されてはいませんが、それでも知行者である豹徳軒にとっては、「平柳」全体を實力で支配するには至らず、「岩付」との間で取り交わされた協定がこの時点でも効力を発揮していたこととなります。

ここでいう「岩付」は、岩槻城そのものではなく、岩槻城方の者、という意味でしょう。「岩付」側にも「平柳」を知行する領主がいたわけです。ちなみに、岩付領側では、平柳蔵人という武士がいたといえますから、地名を名字とする在来の武士と、何らかの経緯で知行権を得た豹徳軒との対立の構図を見て取ることができます。戦国の戦乱が名将たちのパワーゲームではなく、地域における利害の対立と分断に根差していることを垣間見ることができます。この後、岩付領の北条氏領国への融合が進んで行けば、北条氏の裁定により「平柳」をめぐる領有権争いに決着がつけられたことでしょう。但し、その決着は、全く違う形をとったようです。

「所領役帳」には、当然のことながら、残りの「半所務」分は登場しません。岩付領と北条氏領との境界地帯における両属地として北条氏も承認していたことから、「平柳」に岩付領の「影」を見出すことができました。繰り返しになりますが、岩付領は「所領役帳」には記載されていないのです。

ところが、太田資正らは「所領役帳」に登場します。「他国衆」においてです。そこには、

表1 「所領役帳」における「岩付衆」

	知行者	人物比定	貫高	所在 (国名)	所領	現在地
1	太田美濃守	太田資正	776貫400文	(武蔵) 入東	古尾谷	川越市古谷本郷 周辺
2	同 源五郎	資正嫡子氏資	200貫文	(相模)	古稲葉	伊勢原市小稲葉 周辺
3	春日兵庫助	太田氏重臣 (足立郡の武士)	50貫文	(相模) 東郡	淵延	相模原市中央区 淵野辺周辺
4	細谷新八	太田氏重臣	31貫文	(相模)	室田	茅ヶ崎市室田周 辺
5	養竹院	太田氏菩提寺 (比企郡三保谷郷)	47貫文	(相模)	須崎大慶寺分	鎌倉市寺分
6	大窪丹後 同 内匠助 同 勘解由	太田氏家臣 (入間郡大窪郷の 武士)	55貫文	(武蔵) 入東	大窪郷	富士見市東大久 保周辺
7	柏原	太田氏重臣	13貫文	(武蔵)	福岡内小幡分	上福岡市
8	山口平六	太田氏家臣 (入間郡山口郷の 武士)	40貫文	(武蔵)	山口内大かね・ 藤沢分・小野分	所沢市山口周辺
	(合)		1,212貫843文			

北条氏に服属したものの、強い従属関係となる家臣とはならず、同盟者的に緩やかな関係にあった者たちがまとめられています。その中の資正とその一統（「岩付衆」）の部分を表に整理して掲げましょう（表1）。

「所領役帳」の性格からいって、ここにみえる所領は北条氏に対して諸役を負担することが義務付けられた所領であったと考えられます。ここでは一人ひとり、所領一か所ごとの説明は省きますが、次の2グループに分けることができます。

a：相模国国内の所領 No.2 古稲葉、No.3 淵延、No.4 室田、No.5 須崎大慶寺分

b：「入東」地域の所領 No.1 古尾谷、No.6 大窪郷、No.7 福岡内小幡分、
No.8 山口内大かね・藤沢分・小野分

このうち a は、岩槻城の支配領域としての岩付領とは大きく隔たった、北条氏領国の中心域における個別所領です。例えばNo.5 須崎大慶寺分は、知行者（太田氏菩提寺の養竹院）が鎌倉円覚寺の高僧が住持を務める寺院故に、北条氏が個別に知行を保障したことが知られています。個別的な事情により従来からの知行を認めたり、あるいは北条氏が新たに与えたりした所領なのでしょう。

一方、bの「入東」地域というのは、往時の入間郡が分割されて誕生した広域名。西部が「入西」、「入東」は東部です。但し、単純な東西二分割ではなく、河越城周辺は「河越三十三郷」として「入東」等と並列されています。「入東」には、太田氏一統と同じく「他国衆」とされた武士の所領がある一方で、北条一族や重臣たちの所領もまんべんなく分布しています。

北条氏は1537年（天文6年）に河越城を攻略し、武蔵国への進出拠点江戸城

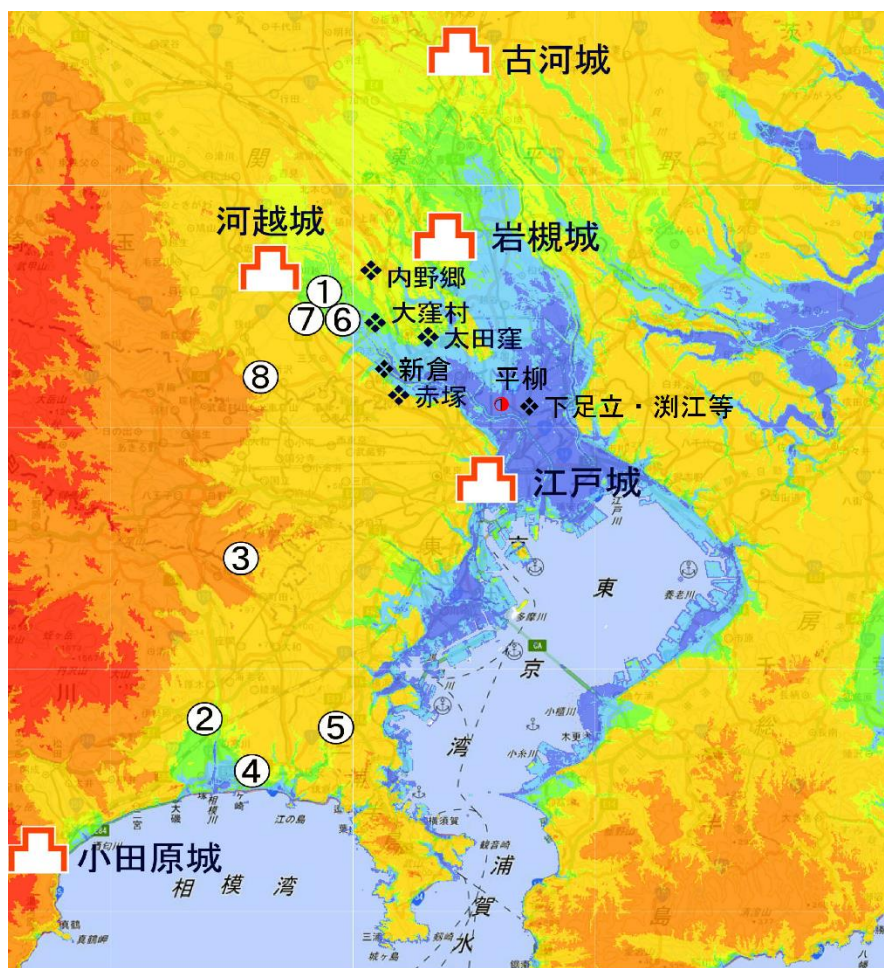


図2 「所領役帳」における「岩付衆」の所領
※①～⑧が表1のNo.に対応。
◆は「千葉殿」関連（足立郡周辺分）。●は平柳。

から北進させました。「所領役帳」作成の22年前のことです。当然、河越城だけが北条氏の支配下に収められたわけではなく、その周辺地域も北条氏領国に加えられたと考えられます。そうした条件のもとで、太田氏の支配を排除できない所領（たとえばNo.1 古尾谷はその可能性が高い所領です）や、太田氏が服属したことで、北条氏が太田氏に対して、知行を給与もしくは保障した「入東」地域における所領がbであると考えられます。

「内野郷」「大窪村」「大多窪」の特異性

このようにみてくると、「内野郷」「大窪村」「大多窪」の特異性が浮かび上がってきます。この三か所だけが、岩槻城の強固な支配が及ぶ岩付領の範囲内で「所領役帳」に登載された所領だったのです。とすると、岩付領内の所領にもかかわらず、この三か所だけが、「所領役帳」に登載されたのはなぜなのかが問題になります。

この三か所は、いずれも岩槻城よりも上記の「入東」地域や「江戸」地域に近い立地です。それだけ北条氏の影響が及びやすいわけで、岩付領において孤塁状に北条氏が確保した所領のようにも見えます。また、この三か所は、いずれも「千葉殿」が知行していました。北条方の中でも特に「千葉殿」が孤軍奮闘して、この三か所を確保していたようにも思えてきます。

三か所の貫高をみてみると、「内野郷」－10貫文、「大窪村」－3貫文、「大多窪」－1貫文というように、「内野郷」にはややまとまりがうかがわれるものの、概して小規模な知行地です。これらの三か所においてさえ、「所領役帳」には現れない岩付衆が圧倒的に優位に知行分を確保していると考えられます。しかもそれぞれは、絶海の孤島ように分散・孤立していて、すぐ隣に北条氏方の所領があるわけでもありません。どう考えても、「千葉殿」が実力一自ら蓄えた武力・軍勢だけで実効的な支配を貫徹していたとは、いえそうにありません。

岩付領の範囲内でこの三か所だけが「所領役帳」に登載された理由、それはほかならぬ「千葉殿」の知行地であることにあります。ここであらためて「千葉殿」について見てみるのですが、その前に、冒頭で引用した「所領役帳」の末尾のところを読んでおきましょう。



図3 古尾谷の故地（川越市古谷本郷）
※写真は古尾谷八幡神社境内より古尾谷の水田地帯を望む。古尾谷八幡神社は、石清水八幡宮領の荘園・古尾谷荘の惣荘鎮守の由緒ある神社。旧社殿は戦国時代末期の1577年（天正5年）岩付衆・中筑後守資信が造営しました。

「千葉殿」の特権

春松院殿様御代より高除不入、於自今以後一切不被成候、但御人数者其改可有之、

これを読み下すと、次のようになります。

春松院殿様の御代より高除・不入なり。自今以後においても一切なさるべからず候。
但し、御人数はその改めこれあるべし。

「春松院殿様」は、春松院殿快翁宗活大居士との法名を贈られた人物、小田原北条氏の二代当主・北条氏綱です。この「所領役帳」作成時の当主・氏康にとっては先代当主にして父親にあたります。「春松院殿様の御代より」というのは、先代の氏綱様のときから、ということです。

「高除・不入」は、中世という時代の所領支配における代表的な二つの特権のことです。所領を単位として賦課するさまざまな諸役（棟別銭・段銭等の諸税と城郭修築等のための労働力供出、臨時の経費負担など）を免除することが「高除」、所領支配に対する不介入が「不入」です。「千葉殿」は、所領支配において北条氏からこの二つの特権を認められていたわけです。

次の「自今以後」以下の一文は、その特権の継続を今後も保障する、というもの。「自今以後」というのは、訓読として読めば「今より以後」となりますが、「今後」という意味を強める熟語として使用されています。家臣団の所領とそれを基礎とする諸役を再整理したこの時、北条氏はあらためてその特権の継続を確認し直したわけです。

ところが、最後の一文では、特権に対する例外が定められています。「御人数」はこれだけでは何の人数かはわかりませんが、他の例などから、軍役の人数と考えられます。軍事集団である武士は、所領支配における特権が与えられたとしても、合戦に際しての出陣までも免除となることは、通常あり得ません。そして家臣たちが出陣に際して引き連れる軍勢は、所領規模に応じてあらかじめ割り当てられていました。本人を含めた騎馬武者が何人、旗持ちや弓・鉄砲・鎗その他の歩兵何人という具合に、細かく定められるのですが、代替わりその他の軍事編成再編の機会ごとに、その改定が行われました。「その改めこれあるべし」とは、軍役は今後も賦課するし、他の家臣たちと同様に必要に応じて改定していく、という趣旨です。

このように「千葉殿」は、軍役以外の負担を免除されるなどの恩典を北条氏から与えられていたわけです。

それでは、いよいよ「千葉殿」とはどんな人物なのか、この点の探索に進んでいきましょう。

※続きは、次回「調査レポート②-2 太田窪と岩槻城 中編」へ

おもな文献

- ・文献番号、執筆者、書名または論考名、(掲載書)、発行者、刊行年の順で紹介します。
- ・文献番号と書名を太字にしたものは、さいたま市立図書館が収蔵している図書です。所蔵館は、さいたま市図書館ホームページにて御確認ください。

- 1 佐脇栄智 (校注)『戦国遺文北条氏編 別巻 小田原衆所領役帳』東京堂出版 1998年
- 2 峰岸純夫 『中世災害・戦乱の社会史』吉川弘文館 2001年

※今回登場した「千葉殿」については、「中編」で説明しますが、代表的な文献には、次のようなものがあります

- 3 加増啓二 「武蔵千葉氏の末裔－埼玉県浦和市太田窪の千葉家とその旧蔵文書の検討を中心に－」『埼玉地方史』第23号 1988年
- 4 黒田基樹 『扇谷上杉氏と太田道灌』岩田書院 2004年
- 5 湯山 学 『関東上杉氏の研究』(湯山学中世史論集1) 岩田書院 2009年
- 6 加増啓二 『戦国期東武蔵の戦乱と信仰』岩田書院 2013年
- 7 板橋区立郷土資料館 『武蔵千葉氏』(特別展図録) 同館 2015年
- 8 黒田基樹 『戦国期関東動乱と大名・国衆』(戎光祥研究叢書第18巻) 戎光祥出版 2020年
- 9 足立区立郷土博物館 『戦国足立の三国志－宮城氏・舎人氏・武蔵千葉氏－』(企画展図録) 同館 2019年